

## 国土地理院験潮場保守及び測定規則

(制定) 平成19年3月30日 国地達第10号

(改正) 平成29年2月3日 国地達第1号

### (目的)

第1条 この規則は、験潮場の看視者（以下「看視者」という。）が、験潮場施設及び観測装置（験潮自動化集中管理システム及び電子基準点）の看視及び点検、海象の測定等を行い、験潮場の機能を正常に保持することを目的とする。

### (定期保守)

第2条 看視者は、指定日に験潮場を巡視し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 験潮場施設及び観測装置の看視及び点検
- 二 海象の測定、験潮儀の原子測定
- 三 報告書の作成及び報告

### (臨時保守)

第3条 看視者は、測地観測センター又は管轄の地方測量部若しくは支所から依頼があった場合は、験潮場施設の異常の有無を点検し、その内容を報告するものとする。

### (細部要領)

第4条 この規則に定めるもののほか、験潮場の保守及び測定を的確に実施するための要領を測地観測センター長が別に定めるものとする。

### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。